

Title	オープンなデジタルアーカイブに向けた日米欧の法政策
Sub Title	
Author	生貝, 直人(Ikegai, Naoto)
Publisher	慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究センター
Publication year	2016
Jtitle	慶應義塾大学DMC紀要 (DMC Review Keio University). Vol.3, No.1 (2016. 3) ,p.5- 12
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：DMC研究センターシンポジウム：第5回 デジタル知の文化的普及と深化に向けて： 多面的アーカイヴから広がる新しいミュージアム世界
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO32002001-00000003-0005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オープンなデジタルアーカイブに向けた日米欧の法政策

生貝直人（東京大学附属図書館新図書館計画推進室・大学院情報学環特任講師）

ただいまご紹介にあずかりました東大の生貝と申します。このたびは、慶應 DMC のこのようなシンポジウムにお招きいただきまして、非常に光栄に存じます。

本日は、「オープンなデジタルアーカイブに向けた法政策」というお題でお話しさせていただきますが、「デジタルアーカイブの法政策」という言葉をお聞きになられたことはあまりないと思います。自己紹介の補足を兼ねて文脈をお話しさせていただきたいと思います。

いま、ご紹介の中にありましたとおり、私は慶應 DMC センターの前身であるデジタルメディア・コンテンツ統合研究機構のころに、23 歳から 26 歳まで約 4 年間お手伝いをさせていただいておりました。主にインターネット時代にコンテンツ産業、IT 産業がどのように変化していくのか、そのときに公共政策は、著作権やプライバシー、表現の自由などの法制度はいかに変わっていくべきなのかということについて研究していました。

そういう来歴から考えますと、アーカイブはある種、市場競争やイノベーションが中核的なキーワードになっているコンテンツ・IT 産業の世界とは少し遠く感じます。アーカイブの世界に関わるようになった大きなきっかけは、2011 年に東京芸大で始まった総合芸術アーカイブセンターで知財処理を担当するようになったことです。美術や音楽のさまざまなコンテンツ、東京芸大の中で生まれてくる芸術作品を記録しインターネット上で公開することを進めており、授業の映像や、奏楽堂で開催されるオーケストラの映像なども高画質で公開しています。さらに現在本務の東京大学では、最近本郷キャンパスにおいてになった方はごらんになられたかと思いますが、いま、総合図書館の前の地下を掘りながら新館の工事をしております。2017 年に新館ができ、2019 年に本館の中身がきれいに改修される予定です。そういう建物を新しくすることと同時に、デジタル時代の図書館機能というものをどうやって考えていくかということをプロジェクト

として進めています。その中で、書籍などの文化資源をデジタル化・公開する上での知財処理などを担当しております。

今日のテーマであるミュージアムやアーカイブとは、在籍当時僕自身は全くかけはなれたように見える分野の研究をやっていたはずの DMC から、今またこのような機会にお呼びいただけたこと、非常にうれしく存じます。今日お話しさせていただく内容は、このコンテンツ・IT 産業とデジタルアーカイブという、自分自身の研究の変遷というところに非常に深く関わっているので、自分語りを余計にさせていただいたところです。

デジタルアーカイブと言ったときに、一つは、それぞれを保存して公開していらっしゃる文化施設の方々の取り組みが何より重要であり、そして、この後に金子先生からお話いただく、技術をどうしていくかというものがこれからますます重要になります。一方で、デジタルアーカイブに関する法政策、例えば手近なところでは、権利処理をどうするかといった私自身も取り組んでいること、あるいは、日本の法政策としてアーカイブというものをどのように考えていき、いまの情報社会とどう接続していくかという政策的な取り組みは、これまで日本では、学術研究として専門的に議論されてきたことがほとんどありませんでした。もともと僕自身、外国の法制度を研究しながら、日本にその知見をどう生かしていくかということの研究しておりましたため、諸外国でデジタルアーカイブを法政策的にどのように考えているのか、そこからわれわれが知見を得て、日本でこれから考えていかなければいけないことは何かということ、少しお話しさせていただこうと思います。

今日のお話の中心になるのが、ヨーロッパナという取り組みです。いま、ヨーロッパナをはじめ、アメリカやアジア含めまして、全国あるいは超国家規模のデジタルアーカイブのポータル、ナショナルプラットフォームをいかにつくっていくかということが非常に大きな議論になってきています。グーグル・カルチュ

ラル・インスティテュートのような民間企業の取り組みも参入しながら、世界でしのぎを削る競争の対象になっているわけです。

この中で、ヨーロッパにアクセスされた方はどのくらいいらっしゃいますか。半数ぐらいですね。数年前から少しずつ日本でも注目を集めるようになってきたのかなと思います。これは何かといいますと、欧州には無数の文化遺産と文化施設がございますが、それらが持っているデジタルアーカイブ、公開しているものを全て1カ所でここにつなげて、さらにはできる限り再利用可能にしていこうという取り組みです。既に3,000以上の文化施設が参加して4,000万以上のデジタル文化資源にアクセスすることができます。

ヨーロッパの状況を研究対象として調べていますが、ヨーロッパの規模感としては30億ぐらい文化資源があると言われています。30億という数字は一体どこから持ってきたのだろう、どこまでを対象にした数字なのだろうというのは僕自身気になるのですが、何にせよそのうちの10%ぐらいがいまのところデジタル化されているようです。さらにそのうちの10%程度がヨーロッパに登録され、そのうちの3分の1程度は自由にデジタルデータを再利用してよいということになっています。特にその中でもメタデータと呼ばれる領域、作品を説明する情報というのは、すべてCC0という、権利を全て放棄して再利用可能にすることを共通ルールにしながら、そして作品ごとの権利表記もしっかりやりながら進めていく基盤を、全欧州のプラットフォームとして構築してきています。

こちらは特にデジタルアーカイブに携わる方が多くいらっしゃると思いますので、一つのポータルにデジタルアーカイブを集めるというのもそんなに容易なことではございませんということはおよくご承知と思います。個別の中小規模の文化施設がメタデータを標準的な形で整備して、プレビューをつけて、それをAPIを公開するような形でポータルにつなげていくことは簡単なことではございません。そこでヨーロッパでは、スペイン、フランス、オーストリアといったような国単位ごとに、あるいはミュージアム・図書館・文書館といった分野ごとに、メタデータの集約やデジタル化支援などを担うアグリゲーターという中間組織をつくり、それを通じて段階的にデータを集約していく構造を作っています。

一つ強調したいのは、いま日本でも関心を集め始めているヨーロッパというのは、表面に出ている

ヨーロッパのポータルだけを見るのではなくて、こういったアグリゲーション構造全体を見なければならぬということです。それを日本がどのように国として、あるいはもしかするとアジアレベルでなのかもしれませんが、設計していくのかということ、文化政策あるいは地方自治の問題として考えなければいけないということです。僕自身は今日の文脈でも、全体の構造をもってヨーロッパというふうに申し上げております。

欧州のデジタルアーカイブ政策は、財政的支援から著作権法の改革まで、さまざまな角度から進められていますが、それらは基本的にはこのヨーロッパをいかに発展させていくかを共通の視点として持っています。EUは28ヶ国、プラスEEAやスイスも含め30以上になりますけれども、ばらばら別個にデジタル化の作業を進めているだけでは仕方がない。分散していると見つけることもできない。だから、ポータルを作ることと同時に、みんなで何を指すのかということも共有しないとイケない。その共通の参照軸としてヨーロッパを位置付け、さまざまな政策文書の中でも、これをいかに欧州全体で育てていくかということ、これを共通の目標として持って、政策的な取り組みを進めているわけです。

その中でも重要な文書になりますのが、2011年に出された「欧州文化遺産の電子化と公開、保存に関する欧州委員会勧告」というもので、これはそのまま強制力のある法律といったものではありませんが、全EU規模でこういうことを進めていくこと合意したという意味でも重要な意味を持ちます。その中では、当時1,900万程度だったデジタルヨーロッパからアクセス可能なデジタルデータを3,000万以上まで増やしていくことなど、数値目標も明確に示しています。

それから、もう一つ重要なことが、いま、特に大学関係者の方々は、オープンアクセスと呼ばれる流れの中で、公的な研究支援を受けた成果物についてはレポジトリ等で公開してオープンアクセスしなければならないということが、だんだん日本でも進みつつあることをご承知と思いますが、文化資源デジタル化のプロジェクトは、公的なところがやるにしても、プライベートな組織である慶應義塾のようなところがやるにしても、さまざまな公的支援が必要になります。そういうものを公的資金で行うに当たっては、EUではこれから全て、最低限ヨーロッパを通じてアクセス可能としていこうという、いわばファンドの裏づけを

もった政策を進める事が明記されています。もう一つ、電子化されたパブリックドメインの名作はすべてヨーロッパからアクセス可能とすること。そして国家単位のアグリゲーターを創設・強化すること、分野ごとのアグリゲーターを支援すること。このようなことをEU全体で示し、ヨーロッパの拡大を政策的に推し進めてきているわけです。

日本で言いますと、学術論文等については、学協会のデータをNII（国立情報学研究所）やJST（科学技術振興機構）がデジタル化も含めて公開支援してきているところですが、ああいった取り組みが典型的なアグリゲーターであると言えます。

日本でアーカイブ政策を考えていくときに、伝統文化にとどまらない現代文化というのは非常に重要です。これはヨーロッパでも同様で、当初ヨーロッパはいわゆるM・L・Aを中心として、ヨーロッパの文化遺産と言えばここだという基盤を作り上げてきたわけですが、最近ではたとえばファッション分野、ヨーロッパにはたくさんの歴史あるファッションブランドがありますが、彼らも自分たちのアーカイブを欧州文化遺産として世界に発信しなければならないと考え、ヨーロッパ・ファッションという専門のアグリゲーターを作ってヨーロッパに参加してきています。他には新聞分野のヨーロッパ・ニュースペーパー、これは1,000万ページ以上の過去の新聞がOCRをかけられた状態で全文検索できるようになっています。テレビ番組などの映像アーカイブを集約するEUスクリーン、映画分野のヨーロッパ・フィルム・ゲートウェイといったアグリゲーターもあります。

ヨーロッパはあくまでポータルですから、実際のデータはこれらの各アグリゲーターや個別の文化施設が保有・公開していますが、メタデータやプレビューをヨーロッパに集約することにより、そこにたどり着くための経路を作り上げているわけです。ヨーロッパができるまでは、どれだけ個別の文化施設が頑張ってもデジタルアーカイブを公開したとしても、そこにたどり着くためには、グーグルの検索エンジンで慣れない言語を使ってたどり着くしかなかったものが、ここに来れば、欧州全体のデジタル文化遺産に簡単にアクセスすることができる。欧州人が作っているポータルですから、彼らが使いやすいように多言語に対応することもできます。

そして、そのようにして集めたものをどうやって利活用していくのか。そのあたりはこの後の金子先生のお話にも直結してきますが、さまざまなアプリケー

ション、教育・研究分野、そしてビジネス活動にも使われることになります。最近重要視されてきているMOOCsも、僕自身携わったことがあります。過去の動画や写真をたくさん使います。例えば美術館や博物館のサイトで公開されているものを借りてこようと、放送局のアーカイブにあるものを借りてこようと、適切なものを探したり、権利を確認したりするだけでもものすごく大変な部分があります。そういうものをできるだけ簡便に利活用できるようにしよう、少なくとも欲しいものが簡単に見つかるにはしていこうというのが、ヨーロッパの役割なわけです。

さらに、この点がまさに僕がDMCに在籍していたときに取り組んでいたテーマとつながってくるわけですが、デジタル時代の文化施設は、IT産業、オンライン、ネットコミュニティとつながらなければならないということで、画像をウィキペディアなどに載せることにも力を入れています。いま、ウィキペディアはすごく大事で、外国の人たちが例えば「Keio University」とグーグルの検索窓に入れて調べたとき、こんなことを言うと情報部門の方がいたら怒られますが、多分、慶應の英語サイトには来ないでウィキペディアの慶應義塾大学の各国語ページを見ることが圧倒的に多い。そこに、昔の 아이폰 の解像度の低い写真や、そもそも慶應の写真じゃないものが載っているようなことも少なくないでしょう。そういうものに正しい知識をつけ加えていく。うちの大学を撮ったこの写真は大事だからうちでしか使わせない、インターネットのウィキペディアに載せるなんて言語道断だというような態度は、自らについての正しい知識を世界に発信することに逆行します。

ウィキペディアに限らず、フェイスブックやツイッターでどんどんアップロードして情報発信し、それをさらにリミックスして新しい創造活動に利用することも認めていくようにしよう。アーカイブは、文化資源を集める、見ていただくということから、どうやってウェブの世界での利活用を進めていくかという段階に差し掛かっている。そういうところに、デジタル時代の文化施設、つまりデジタルアーカイブの1.0から2.0へのバージョンアップがあるだろうというのが、ヨーロッパの狙いだと僕自身認識しております。

さて、大西洋を渡ったアメリカでは、デジタルアーカイブはグーグルをはじめとするデジタル企業に任せておけばいいと一時期思われていた節もあるかもしれませんが、やはりヨーロッパのような、公共的なポータル・プラットフォームが必要だということで、米国

版ヨーロッパナとでも言うべき DPLA (Digital Public Library of America、米国デジタル公共図書館) の構築が進んでいます。これはヨーロッパナのアグリゲーターのように、各州に、例えばボストン公共図書館がやっているマサチューセッツ州のハブ、ジョージア大学図書館がやっているジョージア州のハブというような中間組織を通じて、DPLA へのメタデータ集約を行っています。ハブというのは要するにヨーロッパナというアグリゲーターのことです。慶應も参加しているデジタル書籍レポジトリのハーティトラストのように、分野ごとの集約を行っているハブもあります。DPLA のデータ形式はヨーロッパナとの相互互換性を重視しており、さらに収録コンテンツを利用したデジタルキュレーションの取り組みも共同で進めたりと、欧と米の連携も強力に進められてきています。

この業界に長い方の中には、統合ポータルづくりというのは当然長いテーマであったではないか、何をいまさらと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、ここまで申し上げると、いわゆる 1 カ所で見られるポータルを、実データを 1 つのサーバーに集めて作っていきましようというものと、自律・分散・協調的なヨーロッパナ型から学びましようということには随分距離があるということまでは、多分ご納得いただけたのではないかと僕自身は信じています。日本でもいま議論が進みまして、日本版ヨーロッパナ的なものをつくろうということに、改めて少しずつ日本の政府としても進み始めている部分があります。

国立国会図書館サーチでは、既にメタデータの件数だけだと 1 億件程度集約しています。ただデジタルオブジェクトの数は少ないですし、いろいろとこれから変えていかないとはいけません。文化遺産オンラインもまだ 10 万件ぐらいです。本当はもっと増やしていけるはずですし、特に地方の文化施設をどうやって巻き込んでいくかということも大きな課題になっています。そういうこともあって、今年は国立国会図書館にヨーロッパナから全欧州のネットワーク担当をお招きして、僕自身も基調講演させていただいたりして、国会図書館サーチのようなものがどうやって日本版ヨーロッパナ的なものになっていくかということを議論させていただく機会も作ったりしています。

さらに全国的なデジタルアーカイブ連携、アグリゲーターのあり方を含め、どういう構造で日本の文化を世界に発信していくのかを考えようという機運は行政府でも高まっておりまして、内閣官房知的財産戦略

本部が毎年策定している知的財産推進計画の 2015 年版には、統合ポータルの構築とアグリゲーターの明確化というものが明確に書かれることになりました。国会図書館サーチや文化遺産オンラインを中心として、いま、さまざま分野ごとのアーカイブ化が進んでいるものをしっかり連携させたポータルを作ろうということになっています。これも内輪ネタですが、学部のように SFC で勉強していたこともあって、本当はポータルよりも「プラットフォーム」と言いたい気持ち強いのですが、まずは分野横断的なポータルサイトをつくろうと政府は言っています。

それから、デジタルアーカイブに関するさまざまな取り組みは分野ごとに進められてきながら、連携の方策、メタデータ等のオープン化、アーカイブ人材育成といったものがこれまであまり共通で議論をされてこなかったところ、関係省庁、国立国会図書館や主要分野のアグリゲーター、実務家や研究者を含めた、「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会議および実務者協議会」という組織を知財本部につくって議論していくことになりました。後者の実務者協議会に、僕も法政策関係の有識者として入らせていただいております。

今日のお話は、そこで議論させていただいている内容も部分的に含まれますが、このアグリゲーターという概念が何より重要で、分野ごとのアグリゲーターは、書籍だったら NDL さんがやってくればいいし、学術論文であれば JST や NII さんがやってくれるのがいい。文化財分野は文化庁さん。それではメディア芸術、いま、ポップカルチャーと呼ばれているような分野のメタデータを集約したり、デジタル化の支援をするような機能、ないしは、中央政府の系統に直接収まらないような地方自治体や私立の文化施設をどうしていくのか。こうしたものの連携やデジタルアーカイブ構築を支援するアグリゲーター構造を明確化していきましようということが眼目になっているわけです。

今年の知財本部の議論の中でも、アーカイブの現状調査が行われています。各分野ごとに状況はさまざまですが、NDL サーチがカバーできている部分はまだ数少ない。文化財分野は文化庁さんが相当程度カバーしているけれど、それを質量ともにどう広げていくのか。文化庁の資料では日本版ヨーロッパナという言葉も使われるようになっており、ヨーロッパナを明確に意識するようになり始めている。アーカイブをしっかりと利活用して、またそれがアーカイブ機関に還元されていくという知的サイクルというものをいか

につくるか。

そして、こちらも知財本部の方ですが、ヨーロッパのアグリゲーター構造を参考に作られたのであろう資料も見受けられます。僕もこの会議で発表させていただきましたが、各分野のアグリゲーターを通じて1カ所のポータルからアクセスできるようにする。これは別に1カ所じゃなくてもいいのですが、データ形式さえそろえてAPIで公開して頂ければ、ポータルサイトはだれでも作ることができます。個人的にはNDLサーチがヨーロッパのようになってくると期待していますが、ポータルはもっと多様でありえます。

ここまでMLAを中心にお話してきましたが、実は大学という所も、ものすごい文化資源を持っています。東大でも部局の図書館だけで30以上ございますし、それぞれにデジタルアーカイブ作りを進めています。それから個別の研究者もそれぞれ科研費などを取って資料のデジタル化を進めていますが、それらの成果を全体的に把握して集積できるプラットフォームは東大ではまだ持っていません。大学ごとのアグリゲーターのようなものも、しっかりと大学図書館のようなところが責任を持ってやっていかないとならないし、そのあたりは慶應の方は、メディアセンター、DMCのお仕事を含めて非常に進んでいるところだと、いつもうらやましく眺めております。

次に、デジタルアーカイブと著作権の問題に入りたいと思います、これまではデジタルアーカイブの法政策イコール著作権だと考えられてきたところ、実はそうではないというのがいままでのお話の隠れたテーマだったのですが、やっぱり著作権も重要です。これも欧州等の取り組みを中心に、2014年の知的財産推進計画の中でデジタルアーカイブ推進のための著作権法の見直しが明記されたこともあって、ここ1年間で文化庁の方ですごく議論が進みました。その議論の結論というものを挙げると次の4つで、まず保存の問題です。デジタルデータの公開はしなくてもこの資料は貴重だから、例えば貴重な絵画を慶應で購入されて、その写真を撮ってせめて保存はしておきたいとします。一応著作権法31条には、図書館と一部の文化施設は保存のための複製ができると書かれていますが、いままでは、テープが溶け始めてきている、絵画が傷み始めている、そういう状況にならないとデジタル保存できないというふうに理解されてきました。それではあんまりだろうということで、少なくとも美術の原作品のような貴重な所蔵資料、書籍であっても絶

版等の理由により入手することが困難な貴重なものなどは、状態のよいままデジタル化可能であることが明確化されました。後者には例えば地域の図書館や博物館でしか持っていないようなその地域の郷土資料、大学図書館が保有する自校の資料などが含まれます。これはデジタルアーカイブの促進にとって非常に影響が大きいので、ぜひよく調べていただければと思います。

それから、国立国会図書館が、平成24年の法改正で、自分たちのところでデジタル化した著作物のうち、著作権が生きていても絶版だと認められたものについては、大学図書館、公立図書館含む日本中の図書館の専用端末に配信してよいということになって、ご利用になられたことのある方も多いのではないかと思います。ただいままでは、あくまで国立国会図書館自身がデジタル化したものしか送信の対象に含めることができないというふうに理解されていました。それを日本中の文化施設が持っている地域の貴重資料のようなものを各自デジタル化して、そのデータだけをNDLさんにお渡しして、それを全国の図書館に国立国会図書館経由で配信していただくということが、解釈の変更として、ごめんなさい、変更と言うと怒られるという微妙な事情があったりしますが、行うことができると明確化されたことも大きなところですよ。このあたりの制度は諸外国の取り組みをある程度参考にしながら、日本独自の部分もかなり入っています。

それから孤児著作物、デジタルアーカイブで公開するためにデジタル化しようとしても権利者がどうしても見つからないものを、利用円滑化するための取り組みもかなり進められることになりました。ヨーロッパでは2012年に大規模な制度改革が行われましたが、ヨーロッパに公開可能なデジタル文化資源を増やすためにと法律の最初の方に書いてあるくらいに、彼らはこれに肩入れをしています。日本でも、例えば孤児作品を裁定制度で1万件デジタル化しようとする、事前に払う補償金の金額は結構大きな金額だったのが、後でもお金をちゃんと払えそうな公的な文化施設だったら事前にお金を払わなくてもいいのはいいか。一回孤児作品だとして裁定を受けたものについては、もう一回権利者調査を頑張らなくても使うことができる。まさにこれはヨーロッパの制度改革をそのまま参考にして制度改革が行われることになっています。

それから、美術の著作物の紹介のための利用。これもデジタルアーカイブに関して非常に大きいです。これは法改正しないとできないところではあります

が、次の通常国会あたりで法改正されるはずだと思っています。サムネイルのありなしは、図書館の OPAC を見えても大変重要ですね。外に公開するに当たって、資料のメタデータだけで公開するのではなく、小さくてもいいから写真を載せたいといったときに、現行法ですと、著作権法 47 条の 2 で、販売しようとするとき、オークションをしようとするとき、あるいは貸し出そうとするときには、サムネイルは一定の大きさのものを載せてよいとなっていますが、デジタルアーカイブを公開する美術館や博物館は、当然物を売ろうとしませんし、貸そうともしませんので、使えなかったのです。それをせめて紹介のための利用にも適用しようということが進んでいます。これはアメリカですと、フェアユースなどを含めてかなりできていたところではありますが、それを日本でもしっかりやっていこうということが進んでいます。最近までデジタルアーカイブの分野に法律関係者はあまり関心を持っていなかったのですが、1 年くらいでこれだけの議論が進んだというのは、やはり諸外国の影響を受けてということも非常に大きいと思います。

さらに次の課題としてぜひ考えていただきたいということで、いま一部の研究者等が申し上げているのが、書籍の全文検索ということなんです。アメリカは、Google ブックスでデジタル化した書籍を、大学図書館がハーティトラストという共通のレポジトリで一括管理しています。日本では慶應義塾大学だけが Google ブックスと一緒にやったので、日本からは慶應だけが参加できている世界最大のデジタル書籍レポジトリです。これは半分くらいは著作権が生きている絶版書籍などだったので、権利者団体から訴えられたのです。けれども、向こうでは 2 審で終わったのですが、大学図書館は著作権保護期間中でも書籍のデジタル化をやってもいいという結論になりました。

これらの書籍には、全部 OCR がかけられています。書籍アーカイブはやはり、OCR をかけて、テキストデータとして検索できてこそです。そして障害者に対するそのテキストデータを元にした読み上げサービス、これもアメリカで言うところのフェアユースとして認めました。特に図書館に関わる人たちにとっては世界的に大きなニュースで、ヨーロッパではまだできないので、ヨーロッパの図書館から、アメリカの図書館と利用者だけが、知識に対するアクセスハイウェイを手に入れることになるという危機感を示す声明も出されました。本当は日本でもそういう危機意識を持たないといけない。権利者の利益をしっかり守りつつ、

やはり知識は検索できないと、見つからないし売れない、ということです。

この決定が出たのが 2014 年 6 月ですが、これとは別にグーグルブックス本体の方も訴訟を起こされていました。元になっているデータはグーグルがデジタル化したものが中心なのでほとんど同じなのですが、大学図書館と違ってグーグルは営利事業でやっていて、しかもスニペットまで表示しているのだからこちらはフェアユースにならないだろうということで闘っていました。スニペットとは検索結果の前後の文章を一部表示する機能ですが、ハーティトラストは、あくまで本文は見せないで、どのキーワードがどのページにどのくらい出てくるかというところだけを見せています。グーグルブックスの方は上下 5 行ぐらいの分量を見せている。知識の発見には明らかにこちらの方が便利じゃないですか。そもそも通常のウェブの検索エンジンではずっと前から実現されている機能です。ここまで含めて第 2 審までフェアユースだというふうに認めたのです。Google の取り組みは、人間の知識へのアクセスと生産を増大させるという著作権法の目的にも資するものだという評価がなされたわけです。

話のついでに、これは日本でどこまでできるかというと、かなり微妙です。著作権法 47 条の 6、これは著作権法の中でも読みづらい条文ナンバー 3 に間違いなく入ってくるので、読もうとは思わないでほしいのですが、いや読んでください、要するに、ウェブ上の検索エンジンを合法にするためにつくられたものです。ただ、ネットの検索エンジンですから、ネットに載っている情報だけを検索していいよという規定です。だから、この規定では多分できない。それからもう一つ、情報解析のための複製ということで、ビッグデータ解析のための複製はしてもいいという条文が 47 条の 7 としてあります。素直に読めばかなり可能な気がします。図書館でそういうデータを永続的に保存していくためにという怪しいだろうなということもあって、これは何とか文化庁さんの方でも取り上げてくれないかと思っておりましてところ、今年の 10 月から、文化庁の著作権分科会の中に新しいワーキングチームが始まりまして、そこでヤフー株式会社さんが論点提起をしてくれました。ヤフーブックサーチのようなものを日本でも計画していたりするかどうか、僕は全く知らないのですが、議論の盛り上がりを楽しみにしています。

デジタルアーカイブの法政策にとっては、こうし

たアクセシビリティ、ユーザビリティ、利用可能性というところが最も重要な論点だと僕自身は考えております。日本でそれを進めていくとなると、アメリカですとグーグルブックサーチをどうするかというところが実質的な問題でしたが、日本での最大のデジタル書籍アーカイブは、いうまでもなく 270 万冊を保有する国立国会図書館です。いま、これらの書籍は基本的に OCR はかけていない画像データとして保存・公開されていますが、それを法政策としてどうするか、これからぜひ考えていただきたいということを、研究者としても、また図書館・アーカイブ関係者としても期待しているところでございます。

最後に、アーカイブの再利用可能性という論点です。デジタルアーカイブで公開された画像やテキストは、いろいろな形で再利用できると当然いろいろな価値が出てくるはずですし、特にメタデータの部分は、自由に使えることを保証しないとアーカイブ連携やアプリケーション開発もできないといった点をどうするか。これはいくつかレイヤーを分けて考える必要があります。現状、さまざま文化施設等のサイトを見ていただくと分かりますが、著作権は切れているはずなのに、パブリックドメインのはずなのに、文化施設がそれは無断再利用禁止だと言っていることが多い。僕も文化施設の人間なので事情はよく分かります。そういうものを売ってお金もうけできる可能性もあります。いつも予算のない文化施設にとってお金は大事です。ただ、公共の知識基盤を擁護する役割を果たす文化施設として、著作権が切れた作品まで利用を制限してしまうのはどうなのだろう。これは国際的には広く議論されている問題で、先に紹介した欧州委員会の勧告でも明確に問題提起しています。

もう 1 つは、これも同勧告で明記されている、メタデータの自由利用です。ヨーロッパも基本的にメタデータを集約してくるもので、さらにはそれを API や LOD の形で新規サービスやアプリケーション開発に使ってもらおうというものですから、これは決定的な問題です。メタデータの権利といってもいろいろありますが、ヨーロッパにはデータベース権という独特の権利があったり、メタデータの中でも名前や年号などの基礎的なメタデータは著作権保護の対象になりませんが、数百字にもなるような、ディスクリプティブなメタデータになってくると、これは著作権保護になる可能性も増えてきます。そういうものをどうするか。少なくとも公的な文化施設についてはちゃんと広範かつ自由な再利用可能性を確保すること。そして、これ

も EU は 10 年くらいずっと言っておりまして、パブリックドメインにある資料は、電子化された後もパブリックドメインであることを確保すること、営利・非営利の目的のために可能な限り広範な再利用を促進することということを、EU の意思としてしっかり持っています。

こういったルールが具現化されているのが、ヨーロッパが策定するデータ・エクステンジ・アグリーメントという文書です。ヨーロッパに参加するときは、どのアグリゲーターや文化施設もこの文書にサインをする必要がある。その中では、まずメタデータについては CCO という法的ツールを適用して知的財産権を完全に放棄することが定められています。クリエイティブ・コモンズの中でも、BY や SA、NC などいろいろな条件があることはご承知のとおりですが、NC で商業利用禁止にするとビジネス的なアプリケーションで使えませんか、広告付きの個人ウェブサイトはどうなのかなどいろいろな問題が生じます。せめて BY でアトリビュション、クレジット表記ぐらいは求めているではないかと思うかもしれませんが、これも LOD や、あるいは非常に大量のメタデータ等を集約して新しいものを作ろうといったときに、それを法的に求めてしまうと完全なコンプライアンスは不可能になってしまいます。必ずしも参加文化施設が全部の保有データについてこれに従う必要はなくて、あくまで対象はヨーロッパに提供されたメタデータです。この作品のメタデータは CCO にしたくないとして取り下げる人たちも当然いまして、こうしたデフォルトと例外の使い分けというのが重要なポイントになっているという理解です。

それから、提供する作品自体の知的財産権についても、パブリックドメインをパブリックドメインと特定することを含めて極力正確な情報をメタデータに記述することが義務付けられておりまして、すでに登録データのほぼ 100% に権利情報が付記されているようです。特に少なくともプレビューについては、メタデータに記述された権利表記に従って、たとえばパブリックドメインならそう表記して自由な利用を認める、あるいはクリエイティブ・コモンズが付与されていたらその条件に従って誰もが自由に再利用できるようにすることが求められています。

いままでですと、デジタルアーカイブは、日本でもどこでも、そもそも再利用条件や権利状態が全く書かれていない場合も多かったのですが、真面目な利用者にとってはそれが最大の利活用の壁になります。

ヨーロッパナに参加する以上、そういう記述もちゃんとつけてください、パブリックドメインの場合には、パブリックドメインマークを付けて、誰も再利用を禁止できるものではないということもしっかりマークしてくださいということ、ルールとして決めているといった状況があります。こういったことが基盤となって、ヨーロッパナでは、このコンテンツは再利用して大丈夫、再利用してはいけないということを簡単に確認できますし、自由利用条件がついたものだけを選別して検索することも簡単にできます。

日本でも、デジタルアーカイブの再利用は議論が進み始めたばかりなのですが、少しずつ重要な事例も出てきております。京都府立総合資料館の東寺百合文書が有名ですが、これは膨大な歴史文書を CC BY で全部再利用してよいとするもので、それが一つの理由となりユネスコの世界記憶遺産にも登録されました。NII も総合目録データベースを CC BY で再利用できるようにしたり、自治体などでも保有する浮世絵のようなパブリックドメインの作品画像を公開するにあたり、いままでであればほとんどの場合無断で再利用しないでくださいと書いていたものを、パブリックドメインだから自由に使っていいですよと明記する取り組みが始まっています。それからこれは東大の図書館で協力させていただいたのですが、SAT 大正新脩大藏經テキストデータベース。貴重な仏教典を大量にデジタル化・公開してクリエイティブ・コモンズを付与し、自由な再利用を認めています。いわゆるデジタルヒューマニティーズの取り組みとして、世界中でいろいろな形で再利用してもらい、新しい学術的成果を生み出していくための知的基盤を作ろうとしているのです。

デジタルアーカイブはこれから、再利用の自由と制約、どちらを選ぶのかという非常に大きな価値判断になってきますが、その判断次第では、これからの情報社会の中でデジタルアーカイブはどう役に立っていくのか、どんな価値を社会や経済に対して還元していくのかというところが、かなり大きく違ってくると思います。

おそらくどの文化施設も、自分の公開するデータを誰にも使わせたくないとは思っていないはずで、実際には今までの「無断再利用禁止」という慣習を、一部の司書や学芸員、アーキビストがすぐに変えてしまうことの難しさという部分が大きいはずで、やはりこの業界、歴史と伝統と慣習がたいへん大事ですから。国なりどこかが音頭を取って、例外ありのデフォ

ルトルールを公的に作るだけでもかなり状況は変わる気がします。そしてもちろん、資金的な裏付けというものもしっかりと考えなければなりません。それぞれの分野の価値観や慣習、経済構造を尊重した形で、柔軟かつわかりやすい規範構造を考えていく必要があるのだらうと思います。

以上、かなり早口で恐縮でしたが、ヨーロッパナの法政策的な側面をご紹介しながら、日本のデジタルアーカイブの法政策についての私見を述べさせていただきました。もちろん文化的背景も人々の価値観も欧州と日本は大きく違いますから、そのまま真似することはできません。彼らも決して全てがうまくいっているわけでもないです。しかし広く多様な欧州でその取り組みを着実に前進させるヨーロッパナから、この国が学べることは決して少なくないのではないかな、と考えています。ご清聴ありがとうございました。(拍手)